

委託業務企画提案指示書

1 委託する業務名

看護師等養成修学資金貸付金債権回収委託業務

2 業務の目的

北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年12月28日条例第84号）、北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年7月30日条例第19号）及び北海道看護職員養成確保修学資金貸付条例（令和3年3月31日条例第4号）に基づく「看護職員養成修学資金貸付金」の貸付を受け、その償還金が未収である者に対する回収業務に関し、民間の債権回収業者に委託することにより、収納額の向上を図り、貸付制度の適正な運営に寄与することを目的とする。

3 業務内容

(1) 委託する業務内容

看護職員養成修学資金貸付金の未収金の回収及びこれに付随する業務。

- ア 借主及び連帯保証人（以下「債務者」という。）への催告及び交渉
- イ 元金及び利子の収納及び北海道への納入
- ウ 未収金の回収状況についての月次・年度報告
- エ その他、未収金の回収のために必要な業務

(2) 委託する債権

看護職員養成修学資金貸付金に係る過年度未収金のうち、返還期限から2年度以上をまたいだ債権

(3) 委託する債権額（予定）

- ア 債権額 1千万円程度
- イ 債権数 約500件
- ウ 債権者数 約40人

4 委託期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月31日まで

5 契約の方法等

(1) 契約の方法等

公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、随意契約により契約を締結する。

(2) 委託料

本委託業務により受託者が回収した金額に手数料率を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う、成功報酬制とする。

(3) 委託料の支払い

精算払いとする。

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 会社の基本姿勢等

ア 会社の基本姿勢・経営方針

- ・ 公的機関の債権を取り扱う民間企業としての基本姿勢、経営方針、本業務に対する取組姿勢が、委託業務に適しているか。

イ コンプライアンス

- ・ 法令遵守等のコンプライアンス態勢は万全か。
- ・ 社内研修等の実施状況は適切か。
- ・ 反社会勢力の排除態勢は万全か。

ウ 個人情報の取扱い

- ・ 個人情報の保護体制が確立されているか。
- ・ 個人情報に関する各種認証をしているか。

エ 受注実績等

- ・ 公的機関との取引実績はあるか。
- ・ 貸付金に係る未収金回収代行業務の受注実績はあるか。
- ・ 法務大臣による兼業承認による業務の受注実績はあるか。
- ・ 業務改善命令を受けていないか。

オ 社会貢献等

- ・ 障がい者の雇用状況は適切か。
- ・ 産休・育休制度の利用実績はあるか。
- ・ 定年退職者の再雇用・再就職実績はあるか。
- ・ 非正規従業員の社会保険加入率は100%か。
- ・ 社会貢献、地域貢献事業を実施しているか。

(2) 回収の手法等

ア 回収の手法等

- ・ 債権回収事業者として、効率的な徴収を図るためのノウハウ、仕組みを有しているか。

イ 回収方法

- ・ 委託業務に関し、未収金の回収までの実施方法や工程が具体的に提案され、その実効性が高く、未収金の回収が期待できる者になっているか。
- ・ コンビニ対応レターを使うなどの利便性はあるか。

ウ 回収体制

- ・ 委託業務を行うのに必要十分な人員が確保されているか。
- ・ 効率のよい受架電システムはあるか。
- ・ 社内における指揮命令系統が明示されているか。
- ・ 債務者とのトラブル・クレームの防止策は万全か。

エ 費用対効果

- ・ 収納目標額（回収率）の設定はされているか。
- ・ 提案された委託料（回収した債権の一定割合を支払う成功報酬制）が提案内容と比較し適切か。

7 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付書類を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書（別添様式）、添付書類
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和5年（2023年）6月7日（水）17時必着
- (4) 提出場所 12に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

8 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、添付書類
- (2) 提出部数 6部（提案者名は1部のみ記載し、残り5部には提案者名を記載しないこと。）
- (3) 提出期限 令和5年（2023年）6月21日（水）17時必着
- (4) 提出場所 12に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

9 企画提案書に関するプレゼンテーション

- (1) 企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会において、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの日時及び場所は、別途、通知する。

- (2) プレゼンテーションに参加しなかった提案者のプロポーザルは無効とする。
- (3) 審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

10 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 提案内容の修正
採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (2) 契約形態
コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。
- (3) 契約保証金
受託者は、北海道財務規則第170条第1項に基づき、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納める。
なお、同規則第171条に基づき、契約保証金が免除される場合がある。

11 その他

(1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

(2) 無効となる提出書類

参加表明書、企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しない者。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない者。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない者。

エ 虚偽の内容が記載されている者。

(3) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

(5) 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(6) 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

(7) 全ての提出書類は返却しない。

(8) 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

12 問い合わせ先及び参加表明書、並びに企画提案書等の提出先

〒068-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

看護政策係 担当：久恒

電話番号 011-231-4111 (内線 25-360)